

## 第 192 回岩手県都市計画審議会

### 1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年11月12日(金) 13時30分～14時10分
- (2) 場所 エスポワールいわて3階 特別会議室

### 2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20名
- (2) 出席者 16名

会長	南	正	昭	
委員	佐々木	宣	和	
委員	千葉	絢	子	
委員	千葉		盛	
委員	谷藤	裕	明	(代理 長 澤 秀 則)
委員	伊藤	雅	章	
委員	石川	奈	緒	
委員	伊藤	弓	枝	
委員	遠藤	一	子	
委員	及川	久	美子	
委員	日野原	由	未	
委員	大沼	一	弘	(代理 菅 野 賢 斉)
委員	坂本		修	(代理 小 椋 好 明)
委員	田中	由	紀	(代理 大 水 直 樹)
委員	稲田	雅	裕	(代理 高 橋 朋 昭)
委員	石川		哲	(代理 佐 藤 普)

### 3 議事

#### ○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

ただ今から、第192回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員20名中16名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第6条第2項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部、杣まちづくり担当技監から御挨拶申し上げます。

#### ○事務局(まちづくり担当技監)

県土整備部まちづくり担当技監の杣と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第 192 回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、日頃から都市計画をはじめ、県土整備行政の推進に対しまして、特段の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、1 件の議案を付議させていただき、奥州都市計画道路の変更について御審議いただくこととしております。また、次回の審議会にて議案として御審議いただく予定の案件になりますが、盛岡広域都市計画における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）」の変更案につきまして、事前にその概要を御報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただき御審議賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

#### ○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので、出席者名簿を御覧ください。

岩手県議会議員 佐々木 宣和 委員でございます。

岩手県議会議員 千葉 絢子 委員でございます。

岩手県議会議員 千葉 盛 委員でございます。

続いて、関係行政機関から

東北農政局長 坂本 修 委員でございます。

本日は代理として農村計画課長 小椋 好明 様に出席いただいております。

次に、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

#### ○会長

本日も御参集賜りまして、ありがとうございます。岩手の都市計画ですけれども、最近では空前の縄文ブームがきておりまして、御所野遺跡や海岸部等、歴史のある町や集落等の歴史が振り返られる時があります。

時を同じくして、COP26 で議論されるような環境の問題があり、都市というものができる、近代都市が始まった産業革命の時期から、温度が少しずつ上がってきたということで、今少し人類の見直しみたいなことが行われているのではないかと思います。そうした大きいスパンで見たときに、縄文、それから、産業革命近代化、そして今こうして高度情報の通信社会が来ておりますが、その先どこに向かうのか、岩手の都市はどういうところを目指すのかをこれから皆さんと一緒に考えていかなければならないことだと思います。

本日は議案が一つ挙がっておりまして、こうした一つ一つのことを積み上げていくこ

とが、都市をつくっていくことだと思えます。重要な案件かと思えます。それぞれの視点から御意見賜りますようお願い申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。それでは議事に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思えます。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づき、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今御説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございますでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

本日の議案審議に入ります。

#### 【議案第1号】

○会長

議案第1号「奥州都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、奥州都市計画道路の変更について、御説明します。議案書は1ページ、計画書は3ページ、概要図は4ページとなります。説明は、スクリーンのパワーポイントの資料で行います。お手元にも同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照ください

い。はじめに、都市計画道路についての説明ですが、道路法の規定に基づく高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、生活や産業の基盤として都市の骨格を形成し、都市内での通勤通学や物資の輸送など安全で円滑な移動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された主要な道路を都市計画道路といいます。

こちらの図は、奥州都市計画道路のうち、奥州市水沢地区の図となります。

今回の主な変更内容としては、都市計画道路に定められている国道4号と国道397号について、道路事業の進捗に伴い、整備に必要な区域を都市計画に定めようとするものです。また、これらの変更に伴い、交差する路線の区域を変更するものです。変更の対象路線は、右上の表の路線で6路線となります。

次に、今回の都市計画変更の手続について、御説明いたします。

都市計画道路の変更の手続については、都市計画法の規定に基づきまして、国道や県道は県が、市町村道は市町村がそれぞれ行うこととされております。

今回、変更する路線は、全部で10路線ありますが、このうち、国道4号、国道397号の2路線と、これらに交差する国道と県道の4路線の計6路線の変更手続は、県が行います。残りの交差する市道の4路線の変更手続は、奥州市が行います。なお、奥州市が変更手続を行う4路線は、奥州市都市計画審議会に11月5日に諮問し、「原案のとおり可決」の答申をいただいた旨、奥州市から報告を受けております。

主な変更内容について御説明いたします。まずは、国道4号、都市計画道路名は3・3・1号金ヶ崎水沢線についてです。この路線は、国道4号の金ヶ崎町境の南側の胆沢川を起点とし、国土交通省において事業中の国道4号水沢東バイパスの南端までの区間となっております。

右側の図を御覧ください。現在の都市計画道路の区域は、右上の横断図のとおり、車道と歩道を含む道路の路面の幅となっております。今回、水沢東バイパスの事業の進捗に伴い、道路法面の計画幅が確定したことから、右下の横断図のように道路法面を含んだ区域に変更するものでございます。併せて、道路の路面幅につきましても、現行の道路構造令に適合するよう、25メートルから26メートルに変更いたします。

次に、3・3・1号金ヶ崎水沢線について、北側から主な変更内容を御説明します。こちらは、奥州市水沢佐倉河付近の計画図です。図の方角は、図の上が北、下が南となります。南北方向の路線が金ヶ崎水沢線であり、黄色の線は、変更前の現在の都市計画道路の区域となります。これに対し、赤で着色した範囲が変更後の区域で、道路法面を含んだ区域に拡大するものです。また、交差する3・5・26号惣前町扇田線については、金ヶ崎水沢線の区域が拡大することに伴い、路線の起点位置が変わるため、路線延長を5,600メートルから5,590メートルに変更します。これ以外の区域や幅員、車線数の変更はありません。

こちらは、先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものになります。スライドの上が北、下が南となっております。黄色線の区域が、現在の都市計画に定められた区域を

示しており、事業の進捗に伴い、道路整備に必要となる赤色の区域へと変更するものです。

次に、先ほどの図から、少し南側の神明町付近の計画図です。南北方向の金ケ崎水沢線については、先ほどと同様、黄色の線の区域から赤色で囲まれた区域に変更します。

また、交差する国道 397 号、都市計画道路 3・5・29 号太日通り中袋線については、金ケ崎水沢線の区域が拡大することに伴い、交差点部の区域を変更します。

こちらは、先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものとなります。スライドの下が北、上が南となっています。黄色線の区域が、現在の都市計画に定められた区域を示しており、事業の進捗に伴い、道路整備に必要となる赤色の区域へと変更するものです。

次に、先ほどの図から、更に南側の奥州市水沢真城付近の計画図です。南北方向の金ケ崎水沢線については、先ほどと同様、黄色の線の区域から赤色で囲まれた区域に変更します。

また、交差する国道 343 号、都市計画道路名では 3・5・20 号道合車堂線ですが、金ケ崎水沢線の区域が拡大することに伴い、交差点部の区域を変更します。

また、国道 343 号の整備済みの道路区域に合わせて区域を変更し、路線延長を 3,690 メートルから 3,680 メートルに変更します。

こちらは、先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものとなります。スライドの上が北、下が南となっています。黄色線の区域が、現在の都市計画に定められた区域を示しており、事業の進捗に伴い、道路整備に必要となる赤色の区域へと変更するものです。

次に、先ほどの図から、更に南側の奥州市水沢真城付近の計画図です。水沢東バイパスが、図の右側（東側）から東北本線の上を横断し、現道の国道 4 号と合流する部分になります。金ケ崎水沢線の終点について、現在は黄色の三角の印が付いた位置ですが、水沢東バイパスの事業の進捗に伴い、東北本線横断部の計画高等が確定し、赤色の区域の南端の三角の印の位置まで道路改良を行うことから、この位置まで終点を延伸し、赤色で囲まれた区域に変更します。

また、終点位置の変更に伴い、路線延長を 1 万 2,860 メートルから 1 万 3,220 メートルに変更します。これと併せて、現道の国道 4 号、都市計画道路名で 3・4・9 号東大通り堤尻下線について、終点位置が変更となり、路線延長を 3,530 メートルから 3,640 メートルに変更します。

こちらは、先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものとなります。スライドの下が北、上が南となっています。黄色線の区域が、現在の都市計画に定められた区域を示しており、事業の進捗に伴い、道路整備に必要となる赤色の区域へと変更するものです。

以上が、金ケ崎水沢線と交差する路線の変更の概要となります。

次に、主な変更内容の 2 つ目の上小谷木下川端線について御説明いたします。国道 397 号、都市計画道路名は 3・4・16 号上小谷木下川端線ですが、今年 5 月に供用開始した小谷木橋の東側について、整備した道路の区域に合わせて都市計画道路の区域の変更を行うものです。併せて、交差する都市計画道路の区域についても変更します。

こちらは、奥州市水沢羽田地区周辺の計画図です。左側の図ですが、濃い赤色の線で示した路線が、3・4・16号上小谷木下川端線となります。

右側の図を御覧ください。終点位置について、現在の都市計画道路は、黄色の三角印のように北側にカーブし、塗りつぶしのない赤線の森御山下線に接続していましたが、小谷木橋の整備に合わせ、東西方向の主要な交通が円滑に走行できるよう、東側の国道397号に接続する形で整備を行ったことから、整備した道路の区域に合わせて終点位置と区域を変更するものです。これに伴い、路線延長を1,500メートルから1,540メートルに変更します。これ以外の区域や幅員、車線数の変更はありません。

また、奥州市決定になりますが、北側の森御山下線の起点位置等も変更となります。

こちらは、先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものとなります。スライド右が北、左が南となっています。上が西、下が東となっています。黄色線の区域が、現在の都市計画に定められた区域を示しており、事業の進捗に伴い、整備した道路の区域に合わせて赤色の区域へと変更するものです。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について、御説明いたします。令和3年2月3日に国道397号の事業者である県南広域振興局土木部長から、令和3年6月22日に国道4号の事業者である岩手河川国道事務所長から都市計画変更の申出を受けて、手続を開始しております。その後、奥州市の広報誌等により周知を行った上で、変更素案を公表しております。8月4日には、奥州市役所で変更素案に関する説明会を開催し、6名の参加がありましたが、反対意見等はありませんでした。

また、奥州市への意見聴取、都市計画道路に位置付ける路線の道路管理者へ協議を行い、いずれも、異存ないとの回答を得ております。その後、令和3年10月8日から10月22日までの2週間、変更案の縦覧および意見書の提出期間を設けましたところ、1名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第1号 奥州都市計画道路の変更に関する説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いします。

○会長

ただいま説明のありました議案第1号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○会長

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

本件につきましては採決が求められております。

それでは議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、可決確定いたします。本日はこの一件のみとなっております。審議会で予定しておりました事項は全て終了になります。御協力ありがとうございました。

続きまして報告事項について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課総括課長）

それでは報告事項といたしまして、盛岡広域都市計画における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）」の変更について御報告いたします。

説明についてはスライドを用意しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性などを示す計画でありまして、都市計画区域マスタープランと呼んでおります。

また、区域区分については、無秩序な市街化の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度であり、これらについて一部変更しようとするものであります。これらの内容は、令和4年1月に予定しております次回の審議会に付議する案件であります。盛岡広域都市計画の基本的な方向性などに関する重要な案件でありますことから、今回、事前にその概要について御報告するものであります。説明は、パワーポイントの資料で行いますので、スクリーンを御覧いただきたいと思っております。

また、お手元に配付しております、盛岡広域都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更素案と、A3カラーの地図がついたチラシが資料となりますので、併せて御覧いただきたいと存じます。

それではスライドの方で説明をさせていただきます。

はじめに、今回の盛岡広域都市計画の変更手続について御説明いたします。今回の盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と区域区分の変更については、概ね5年ごとに見直しを行っており、前回は平成27年度に第7回の定期見直しを行っております。今回の第8回の定期見直しは、前回以降の最新の人口、産業などの都市の発展状況や将来の見通し等を踏まえ、事前に都市計画区域を構成する盛岡市、滝沢市、矢巾町や関係機関と調整を図ってきたところであり、本年5月、3市町から変更の申し出があり手続を開始いたしました。その後、変更素案を作成し、8月25日から27日にかけて、盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町でそれぞれ説明会を開催し、9月15日に公聴

会を開催したところであります。現在は、関係行政機関との事前協議を行っており、事前協議に要する期間にもよりますが、事前協議後に公告・縦覧を行い、来年1月の都市計画審議会に付議する予定としております。その後、国土交通大臣への同意協議を経て、年度内に都市計画の決定を行おうとするものであります。

それでは、変更の概要について御説明いたします。はじめに、都市計画区域マスタープランについてですが、平成12年の都市計画法の改正により、県が広域的な視点に基づき、すべての都市計画区域について定めることとなっており、都市計画の目標や区域区分の決定の有無をはじめ、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発等に関する主要な都市計画の決定の方針など、将来のまちづくりの方針を示すものであります。

盛岡広域都市計画区域マスタープランについては、平成16年に策定し、直近では平成27年に変更いたしました。その後の社会状況、経済情勢の変化等を踏まえ、一部内容を変更するものであります。

まず、都市づくりの基本理念には、豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた東北の拠点都市を掲げております。

また、都市計画区域の基本方針として、利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり、交流・連携が活発で活力ある産業が展開される都市づくり、環境と共生する都市づくりを定めており、前回の審議会で御審議いただきました、岩手県都市計画ビジョンの基本理念に対応したものとしております。

次に、主な変更内容ですが、1点目は、前回の見直し以降に実施しました、都市計画基礎調査を踏まえ、盛岡広域都市計画区域の将来における、概ねの人口規模や、産業規模を時点修正しております。

2点目は、前回の見直し以降、市街化の状況等を踏まえ、商業や住宅地などの主要用途の配置方針を追加、修正しております。具体的には、滝沢市役所周辺の商業拠点の位置付けや、岩手医大周辺の居住環境の整備などを追加しております。

簡単ではありますが、以上が都市計画区域マスタープランの変更素案の概要となります。

次に区域区分について御説明いたします。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分する制度で、県内では、盛岡広域都市計画区域のみに適用しております。

2つの区域のうち、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域や、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定めているものであります。

もう一方の市街化調整区域は、農地や森林などを保全するため、市街化を抑制する区域として定めているものであります。

次に、盛岡広域都市計画区域における区域区分についてであります。昭和45年、区域区分を定め、以降、何度か変更を行っており、近年では、平成27年に第7回の定期見直しと、平成29年に随時の変更を行っております。



左側を御覧ください。現在の盛岡市、滝沢市、矢巾町の面積ですが、行政区域は約 11 万 3,625 ヘクタールとなっており、そのうち都市計画区域は約 5 万 6,760 ヘクタールとなっております。

また、都市計画区域の内訳ですが、市街化区域は約 6,575 ヘクタールとなっており、市街化調整区域は約 5 万 185 ヘクタールとなっております。

右側の図は、今回の変更素案となります。お手元に A 3 版のチラシを配布しておりますのでそちらを御覧いただきたいと思っております。

変更素案図の見方についてであります。地図の赤色で塗りつぶした箇所が、市街化調整区域から市街化区域へ変更しようとする箇所であります。

主な箇所といたしましては、図の左側、中ほどの、滝沢市役所の付近の 1 箇所と図の下側の、矢巾町の 3 箇所となります。

その他、変更箇所が 6 箇所ございますが、これらは市街化区域の境界を現地の道路等の地形地物の境界に合わせるための変更や、市街化区域に隣接する市街化調整区域の住宅地を市街化区域に編入するための変更など、土地利用の実態に合わせるための微修正となっており、赤色の市街化区域への編入のほか、ほんのわずかではありますが、黒枠で囲った範囲は、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域となっております。

それでは主な変更箇所について御説明をしたいと思いますので、再びスライドの方にお戻りいただきたいと存じます。

スライドの 8 でございます。はじめに、滝沢市の鵜飼Ⅱ地区ですが、図の赤色で塗りつぶした区域を市街化調整区域から市街化区域に編入しようとするものです。周辺は西側に滝沢市役所やビッグルーフ滝沢が立地し、東側は滝沢ニュータウンとなっており、これらの市街化区域に挟まれた区域となっております。編入面積は 13.2 ヘクタールとなります。鵜飼地区については、滝沢市の総合計画や滝沢市都市計画マスタープランにおいて、市の中心拠点として位置付けられており、今回、市街化区域に編入し、民間開発による商業施設を整備しようとするものであります。

次に矢巾町でございますが、矢巾町の藤沢第 2 地区でございます。図の赤色の区域を市街化区域に編入するものです。周辺は、南西側に岩手医科大学附属病院をはじめ、西側に県立療育センターや矢巾東小学校、南側に小売店舗等が立地し、市街化区域に隣接した区域でございます。編入面積は約 11.9 ヘクタールとなります。矢巾町では、岩手医科大学の立地等に伴い、住宅が不足しており、町の総合計画や矢巾町都市計画マスタープランにおいて、当該地区を住居系市街地ゾーンとして位置付け、居住等を誘導する計画としております。

今回の編入は、こうした住宅需要の高まりや、まちづくりの方針に沿ったものであり、住宅系の用途として編入し、既存の市街化区域と一体の市街地を形成するものであります。

続きまして、矢巾町田中地区でございます。図の赤色の区域を市街化区域に編入しよ

うとするものであります。周辺は、北側に不來方高校が立地し、西側は住宅地となっており、市街化区域に隣接した区域でございます。なお、不來方高校のグラウンドは、現在、市街化調整区域ですが、こちらも含めて市街化区域に編入するものであります。編入面積は約8.2ヘクタールとなります。先ほどの藤沢第2地区と同様、住宅需要の高まりやまちづくりの方針に沿って、住宅系の用途として編入しようとするものであります。

続きまして、矢巾町下花立地区でございます。図の赤色の区域を市街化区域に編入しようとするものであります。周辺は北側と西側が住宅地で、市街化区域に隣接しております。編入区域内には産業技術短期大学が立地しております。編入面積は13.2ヘクタールとなっております。こちらにつきましても藤沢第2地区や田中地区と同様に、住宅系の用途として編入するものであります。

以上で、都市計画マスタープランと区域区分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○会長

はい。ただ今説明いただきました報告事項につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

#### ○委員

矢巾町の市街化区域の変更素案についてですが、3箇所を住宅用地として広げていき、市街化区域にしていくとのことですが、3箇所が分散していることについては、どのような考え方なのでしょう。どこか1箇所、本当の中心部だけ広げた方がいいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

#### ○事務局（都市計画課総括課長）

3箇所の考え方についてですが、市街化区域を広げる場合については、点々と広げるのではなく、既存の市街化区域に接続した形での編入を考えております。今回の岩手医科大学周辺の藤沢第2地区につきましては、先ほど説明した通り南側に小売店舗等も立地しておりまして、その辺を少し拡大して、ここは準住居地域として住居系、あるいは小規模な小売店等が立地できるような用途地域として活用したいという意向を矢巾町から受けているところでございます。

その他の隣接した先ほどの2地区は、用途といたしましては通常の個人用の住宅で、不來方高校の南側と産業技術短大のところというのが、駅周辺に住宅用地が連なっておりまして、そういった同様の用途地域の形態から連続して市街化区域が続くようにという観点で、地区の設定をしたものでございます。

○委員

はい、わかりました。あと不来方高校のところについては将来的に学校の統合もあると聞いておりましたが、そういった部分は、矢巾町は考慮しているということでしょうか。

○事務局（都市計画課総括課長）

学校の統廃合については、今回の編入にあたり、直接的に考慮しているということはありません。先ほど申しあげました駅周辺の住宅地から連続する形で市街化調整区域を市街化区域にしていくという中で、不来方高校のグラウンドを市街化区域編入から除きますと、そこで分断された形となるものですから、今、調整区域となっているグラウンドについても市街化区域へ編入していくというものであります。

○委員

矢巾町の田中地区の不来方高校のグラウンド付近の箇所ですが、道路に沿った形をとらずに斜めにしたのは、何か理由がございますでしょうか。

○事務局（都市計画課総括課長）

見づらくて恐縮ですが、東側に真っ直ぐ通っている道路はありますが、グラウンドに沿って斜めに水路が走っています。区域は地形地物をもとに区切るものですから、水路のところでは区切ったものでございます。

○会長

その他はいかがでしょうか。ないようですので以上で報告事項を終了します。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、第192回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては、1月頃の開催を予定しております。その際にはどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。